

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇 治 市
 政 策 経 営 部
 行 政 経 営 課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目 次

規 則

- 規則第5号 宇治市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (建築指導課) … 2
- 規則第6号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する規則の一部を改正する規則…………… (保育支援課) … 2

告 示

- 告示第18号 市道路線の供用の廃止…………… (建設総務課) … 2
- 告示第23号 市道路線の区域の変更 …………… (建設総務課) … 2
- 告示第24号 市道路線の供用の開始…………… (建設総務課) … 3
- 告示第25号 議決予算の公表…………… (財務課) … 4

農 業 委 員 会

- 公告第3号 農業委員会定例総会の招集…………… 12

公 営 企 業

- 告示第3号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始…………… 12
- 公告第4号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消し…………… 12

規 則

宇治市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第5号

宇治市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

宇治市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年宇治市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し「要緊急安全確認大規模建築物」を「要安全確認計画記載建築物」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「省令附則第3条において準用する」を削り、同項第1号中「要緊急安全確認大規模建築物」を「要安全確認計画記載建築物」に改め、同項第2号中「要緊急安全確認大規模建築物」を「要安全確認計画記載建築物(木造の建築物を除く。)」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 要安全確認計画記載建築物(木造の建築物に限る。)の耐震診断の結果について耐震診断資格者又は省令第5条第1項第2号に規定する国土交通大臣が定める者が証する書類の写し

第6条第2項各号列記以外の部分中「要緊急安全確認大規模建築物」を「要安全確認計画記載建築物」に、「平成25年11月24日」を「平成30年2月5日」に改め、「省令附則第3条において準用する」を削り、同項第2号中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
2 この規則の施行の日前に建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)附則第3条の規定により耐震診断を行い、その結果の報告を要する同条に規定する要緊急安全確認大規模建築物に係る改正前の宇治市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の規定は、なお従前の例による。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第6号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する規則の一部を改正する規則

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する規則(平成26年宇治市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(認定子ども園及び保育所であつて、法第19条第1項第2号又は第3号の小学校就学前子どもについて法第31条第1項の規定により利用定員を定められたものに限る。以下同じ。)」及び「(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除き、法第19条第1項第3号の小学校就学前子どもについて法第31条第1項の規定により利用定員を定められたものに限る。以下同じ。)」を削る。

第2条中「この」を「前項に定めるもののほか、この」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設のうち法第19条第1項第2号又は第3号の小学校就学前子どもが利用する認定子ども園及び保育所をいう。
(2) 特定地域型保育事業 法第29条第1項に規定する特定地域型保育のうち家庭的保育及び小規模保育を行う事業をいう。

第3条第1項中「法」を「保護者(法)に、「保護者」を「保護者をいう。以下同じ。)」に、「入所申込書に」を「入所申込書により」に、「提出しなければ」を「申し込まなければ」に改め、同条第2項中「、保育所等の利用の」を「、同項の規定による」に改める。

第4条の見出し「承諾等」を「承諾又は保留」に改め、同条本文中「利用の申込み」を「規定による申込み」に改め、同条ただし書中「、利用の」を「、当該」に、「係る利用の」を「係る当該」に、「不承諾」を「保留」に改める。

第5条の見出し「承諾等」を「承諾又は保留」に改め、同条中「の不承諾」を「の保留」に、「保育所等入所不承諾通知書」を「保育所等入所保留通知書」に、「利用の」を「規定による」に改める。

第8条第1項中「よつて」を「より」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「は、前項」を「は、同項」に改め、同条第3項中「不承諾を」を「保留を」に、「変更不承諾通知書」を「変更保留通知書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宇治市告示第18号

市道路線の供用の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年3月16日から14日間
平成30年3月16日

宇治市長 山本 正

Table with 4 columns: 路線名, 供用廃止の区間, 供用廃止年月日, 備考. Row 1: 横島町16号線, 横島町清水71番地 横島町清水62番地, 平成30年3月16日

(揭示済)

宇治市告示第23号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年3月30日から14日間
平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

Table with 6 columns: 路線名, 区, 前後, 幅員, 延長, 備考

		別	(m)	(m)	
五ヶ庄 150 号線	五ヶ庄二番割44番 地の23 五ヶ庄二番割44番 地の12	前	3.7 ~7.9	25.1	起 点 地 番「五 ヶ 庄 二 番 割 4 4 番 地 の 2 3」を 「五ヶ 庄 二 番 割 4 4 番 地 の 6 9」 に 改 正。
	五ヶ庄二番割44番 地の69 五ヶ庄二番割44番 地の12	後	4.0 ~7.9	25.1	
菟道7 0号線	菟道大谷9番地 菟道大谷9番地	前	1.7 ~3.4	27.8	起 点 地 番「菟 道 大 谷 9 番 地」を 「菟道 大 谷 9 番 地 の 1」に 改 正。
	菟道大谷9番地の1 菟道大谷9番地の1	後	1.7 ~3.6	27.8	
菟道1 52号 線	菟道門前4番地の2 6 菟道門前4番地の2 6	前	4.9 ~6.8	12.3	
	菟道門前4番地の2 6 菟道門前4番地の2 6	後	6.0 ~7.8	12.3	
伊勢田 町54 号線	伊勢田町名木三丁目 1番地の37 伊勢田町中ノ田55 番地の3	前	5.8 ~6.1	74.9	
	伊勢田町名木三丁目 1番地の37 伊勢田町中ノ田55 番地の3	後	6.5 ~7.0	74.9	
伊勢田 町16 8号線	伊勢田町中山61番 地の8 伊勢田町中山61番 地の8	前	6.4 ~6.5	0.6	
	伊勢田町中山61番 地の8 伊勢田町中山61番 地の8	後	6.5	0.6	
大久保 町2号 線	大久保町田原36番 地の1 大久保町田原36番 地の1	前	6.7 ~7.3	46.6	
	大久保町田原36番 地の1 大久保町田原36番	後	8.5 ~9.7	46.6	

	地の1				
大久保 町17 号線	大久保町北ノ山75 番地の1 大久保町北ノ山75 番地の1	前	3.8 ~5.3	78.4	
	大久保町北ノ山75 番地の1 大久保町北ノ山75 番地の1	後	5.3 ~25.3	78.4	
大久保 町95 号線	大久保町田原36番 地の3 大久保町田原36番 地の1	前	5.5 ~5.8	52.3	
	大久保町田原36番 地の3 大久保町田原36番 地の1	後	5.8 ~8.0	52.3	

宇治市告示第24号
市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年3月30日から14日間
平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
五ヶ庄15 0号線	五ヶ庄二番割44番地の6 9 五ヶ庄二番割44番地の1 2	平成30年3月30日
菟道70号 線	菟道大谷9番地の1 菟道大谷9番地の1	平成30年3月30日
菟道152 号線	菟道門前4番地の26 菟道門前4番地の26	平成30年3月30日
伊勢田町5 4号線	伊勢田町名木三丁目1番地 の37 伊勢田町中ノ田55番地の 3	平成30年3月30日
伊勢田町1 68号線	伊勢田町中山61番地の8 伊勢田町中山61番地の8	平成30年3月30日
大久保町2 号線	大久保町田原36番地の1 大久保町田原36番地の1	平成30年3月30日
大久保町1 7号線	大久保町北ノ山75番地の 1 大久保町北ノ山75番地の 1	平成30年3月30日
大久保町9	大久保町田原36番地の3	平成30年3月30日

5号線

大久保町田原36番地の1

宇治市告示第25号

議決予算の公表について

平成30年3月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定より、次のとおり告示します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

平成29年度宇治市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度宇治市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ752,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,256,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
4. 配 当 割 交 付 金		225,000	△38,950	186,050
	1. 配 当 割 交 付 金	225,000	△38,950	186,050
15. 国 庫 支 出 金		11,964,148	345,918	12,310,066
	1. 国 庫 負 担 金	9,277,162	390,000	9,667,162
	2. 国 庫 補 助 金	2,631,929	△44,082	2,587,847
16. 府 支 出 金		5,030,714	86,438	5,117,152
	1. 府 負 担 金	2,978,723	168,944	3,147,667
	2. 府 補 助 金	1,689,405	△82,506	1,606,899
17. 財 産 収 入		111,352	620	111,972
	1. 財 産 運 用 収 入	104,281	620	104,901
18. 寄 付 金		250,764	30	250,794
	1. 寄 付 金	250,764	30	250,794
20. 繰 越 金		81,749	338	82,087
	1. 繰 越 金	81,749	338	82,087
21. 諸 収 入		2,968,500	△50,960	2,917,540
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	2,490,440	△38,000	2,452,440

	4. 受託事業収入	49,590	△12,960	36,630
22. 市	債	5,014,600	409,000	5,423,600
	1. 市債	5,014,600	409,000	5,423,600
歳入合計		63,504,394	752,434	64,256,828

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 議会費		449,157	1,710	450,867
	1. 議会費	449,157	1,710	450,867
2. 総務費		6,387,354	△17,216	6,370,138
	1. 総務管理費	5,193,662	△5,908	5,187,754
	2. 徴税費	741,670	4,767	746,437
	3. 戸籍住民基本台帳費	300,712	△18,162	282,550
	4. 選挙費	78,169	1,188	79,357
	5. 統計調査費	24,864	921	25,785
	6. 監査委員費	48,277	△22	48,255
3. 民生費		28,177,995	901,155	29,079,150
	1. 社会福祉費	12,406,258	520,892	12,927,150
	2. 児童福祉費	10,595,604	238,200	10,833,804
	3. 生活保護費	5,169,733	142,063	5,311,796
4. 衛生費		4,446,315	△97,246	4,349,069
	1. 保健衛生費	1,433,388	△27,948	1,405,440
	2. 清掃費	3,012,927	△69,298	2,943,629
5. 労働費		74,595	△31,226	43,369
	1. 労働諸費	74,595	△31,226	43,369
6. 農林水産業費		359,965	△11,410	348,555
	1. 農業費	280,657	△11,295	269,362
	2. 林業費	78,020	△115	77,905
7. 商工費		1,919,927	△45,977	1,873,950
	1. 商工費	1,919,927	△45,977	1,873,950
8. 土木費		8,003,503	△410,404	7,593,099

	1. 土 木 管 理 費	600,494	△23,564	576,930
	2. 道 路 橋 梁 費	1,728,707	△21,239	1,707,468
	3. 河 川 費	413,770	△11,863	401,907
	4. 都 市 計 画 費	3,557,908	△144,454	3,413,454
	5. 住 宅 費	1,702,624	△209,284	1,493,340
9. 消 防 費		2,110,255	38,773	2,149,028
	1. 消 防 費	2,110,255	38,773	2,149,028
10. 教 育 費		4,487,873	429,270	4,917,143
	1. 教 育 総 務 費	865,697	4,382	870,079
	2. 小 学 校 費	1,442,924	287,441	1,730,365
	3. 中 学 校 費	529,197	137,344	666,541
	4. 幼 稚 園 費	613,787	△3,945	609,842
	5. 社 会 教 育 費	1,036,268	4,048	1,040,316
11. 災 害 復 旧 費		153,427	△495	152,932
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	142,427	△495	141,932
12. 公 債 費		5,848,514	△4,500	5,844,014
	1. 公 債 費	5,848,514	△4,500	5,844,014
歳 出 合 計		63,504,394	752,434	64,256,828

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	J R木幡駅バリアフリー推進事業	112,000
		J R新田駅東口新設事業	21,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域密着型サービス等整備費補助金	32,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	水道事業会計出資金	127,200
8. 土木費	1. 土木管理費	地籍調査事業	9,823
	2. 道路橋梁費	橋梁長寿命化修繕事業	19,207

		一般道路改良事業(小倉町南堀池・広野町東裏)	2,830
		交通安全施設整備事業(大久保町18号線)	3,800
		辺地整備事業(平出中畑線・梅谷大平線・志津川池ノ尾線・久田底広線)	55,600
		宇治五ヶ庄線道路改良事業	4,022
		菟道志津川線道路改良事業	42,515
		JR新田駅前広場整備事業	144,544
		宇治橋周辺地区道路整備事業	35,219
		白川地区人にやさしい道づくり事業	10,000
3. 河川費		河川排水路等維持管理事業(宇治塔川)	2,304
		排水路改良事業(五ヶ庄6号・宇治7号・小倉8号・榎島0号・榎島8号・塔ノ島排水機場)	82,132
4. 都市計画費		(仮)お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーン整備事業(菟道221号線・宇治12号線・宇治313号線)	9,309
5. 住宅費		ウトロ地区住環境改善事業	265,454
10. 教育費	2. 小学校費	小学校大規模改造事業	306,707
	3. 中学校費	中学校大規模改造事業	141,740
11. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	2,413
	2. 公共土木施設災害復旧費	河川等災害復旧事業	45,806

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

庁舎温室効果ガス削減対策事業債	2,900	減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	98円以上とする。	金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えをすることができ
安全・安心のまち整備事業債	9,900	同上	同上	同上	同上
中学校施設整備事業債	97,000	〃	〃	〃	〃

2. 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前					補 正 後					
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法		限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法		
農業基盤整備事業債	37,400	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えをすることができ	32,000	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
道路整備事業債	370,500	同上	同上	同上	同上	532,500	同上	同上	同上	同上	同上
河川排水路整備事業債	157,400	〃	〃	〃	〃	150,400	〃	〃	〃	〃	〃
街路整備事業債	18,200	〃	〃	〃	〃	1,600	〃	〃	〃	〃	〃
市営住宅建設事業債	421,500	〃	〃	〃	〃	369,900	〃	〃	〃	〃	〃
消防施設整備事業債	96,200	〃	〃	〃	〃	107,600	〃	〃	〃	〃	〃
小学校施設整備事業債	54,200	〃	〃	〃	〃	260,600	〃	〃	〃	〃	〃

平成29年度宇治市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ565,425千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,082,425千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
10. 繰入金		1,966,941	16,526	1,983,467
	1. 一般会計繰入金	1,693,396	16,526	1,709,922
11. 繰越金		50,900	548,899	599,799
	1. 繰越金	50,900	548,899	599,799
歳入合計		23,517,000	565,425	24,082,425

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 総務費		282,626	16,526	299,152
	1. 総務管理費	259,332	16,526	275,858
9. 基金積立金		2,017	415,558	417,575
	1. 基金積立金	2,017	415,558	417,575
11. 諸支出金		34,514	133,341	167,855
	1. 償還金及び還付加算金	34,514	133,341	167,855
歳出合計		23,517,000	565,425	24,082,425

平成29年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,051千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,552,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		1,966,470	4,518	1,970,988
	1. 後期高齢者医療保険料	1,966,470	4,518	1,970,988
3. 繰入金		485,779	19,533	505,312
	1. 一般会計繰入金	485,779	19,533	505,312

歳入合計		2,528,823	24,051	2,552,874
歳出 (単位 千円)				
款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 総務費		60,929	△6,059	54,870
	1. 総務管理費	56,560	△6,059	50,501
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2,371,484	30,110	2,401,594
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,371,484	30,110	2,401,594
歳出合計		2,528,823	24,051	2,552,874

平成29年度宇治市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,970,807千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)		補正前の予算額	補正額	計
3. 国庫支出金		3,073,290	0	3,073,290
	1. 国庫負担金	2,462,437	△8,246	2,454,191
	2. 国庫補助金	610,853	8,246	619,099
5. 府支出金		2,072,597	0	2,072,597
	1. 府負担金	1,985,388	△5,154	1,980,234
	2. 府補助金	87,209	5,154	92,363
7. 繰入金		2,299,322	△12,832	2,286,490
	1. 一般会計繰入金	2,143,297	△12,832	2,130,465
8. 繰越金		50,459	361,180	411,639
	1. 繰越金	50,459	361,180	411,639
歳入合計		14,622,459	348,348	14,970,807

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 総務費		299,912	△12,832	287,080
	1. 総務管理費	180,182	△12,832	167,350
2. 保険給付費		13,685,623	△41,230	13,644,393
	2. 介護予防サービス等諸費	480,212	△41,230	438,982
3. 地域支援事業費		561,958	41,230	603,188
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	197,255	41,230	238,485
4. 基金積立金		8,507	361,180	369,687
	1. 基金積立金	8,507	361,180	369,687
歳出合計		14,622,459	348,348	14,970,807

平成29年度宇治市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度宇治市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額850,516千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額94,320千円及び過年度分損益勘定留保資金756,196千円で補てんするものとする。)

収入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,587,373千円	△200,000千円	1,387,373千円
第1項 企業債	949,000千円	△200,000千円	749,000千円

支出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	2,437,889千円	△200,000千円	2,237,889千円
第1項 建設改良費	1,986,026千円	△200,000千円	1,786,026千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条中、起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の限度額「949,000千円」を「749,000千円」に改める。

平成29年度宇治市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度宇治市公共下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	5,459,927千円	4,200千円	5,464,127千円
第2項 営業外収益	2,573,925千円	4,200千円	2,578,125千円

支出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	5,330,063千円	4,200千円	5,334,263千円
第1項 営業費用	4,479,019千円	4,200千円	4,483,219千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,654,185千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126,109

千円、過年度分損益勘定留保資金 133,122 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,394,954 千円で補てんするものとする。。

取 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	3,996,139 千円	△123,800 千円	3,872,339 千円
第3項 他会計出資金	519,867 千円	△123,800 千円	396,067 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	5,530,324 千円	△3,800 千円	5,526,524 千円
第1項 建設改良費	3,431,453 千円	△3,800 千円	3,427,653 千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第9条中、「366,727千円」を「367,127千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中、「1,166,870千円」を「1,171,070千円」に改める。

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第10回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

平成30年3月30日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

- 開会日時 平成30年4月5日 14時00分
 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
 - 4 非農地証明願の承認について
 - 5 専決事項の報告
 - 6 その他

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平成30年4月1日	志津川北組の一部・鷺尻の一部・西組の一部・東組の一部・東詰の一部・南組の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター

平成30年3月30日	木幡南山の一部、五ヶ庄西田の一部、菟道藪里の一部、宇治又振の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
平成30年3月30日	小倉町西山の一部、伊勢田町南遊田の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第4号

宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消しについて

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第11条第1項の規定により、次に掲げる宇治市排水設備指定工事業者の指定を取り消したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

指定番号 第243号 フジ原水道